

60 二月 大了。

大内日本本部事務局を設置すること。  
及警察監査を設立すること。

### 總務政正室

#### 第一章

第一節 本部は日本大東洋と於し本部を東洋に置く。  
第二節 本部は党の綱領政策宣言、及本部の実現を圖るに於て目的とする。  
第三節 本部は党の綱領に遵依し規約を遵守する個人として構成す。

#### 第二章 機構

##### 第一節 總大会

第一節 本部は日本大東洋として代表員、中央委員、中央執行委員、調査会  
計監査、中央執行委員長、書記長、本部議院を以て構成す。

第二節 總大会は毎年一回中央執行委員会より招集すがして總務政正室、中央執行委員会、  
第六機関大會の議長及副議長は大會に於て選出す。中央執行委員会は大會の開催日より選出するより上す。選出日を定むる。

第三節 總大會は中央執行委員会より選出するものとす。中央執行委員会は中央執行委員会より選出するものとす。

第四節 總大會は中央執行委員会より選出するものとす。中央執行委員会は中央執行委員会より選出するものとす。

第五節 總大會は中央執行委員会より選出するものとす。中央執行委員会は中央執行委員会より選出するものとす。

第六節 總大會は中央執行委員会より選出するものとす。中央執行委員会は中央執行委員会より選出するものとす。

第七節 總大會は中央執行委員会より選出するものとす。中央執行委員会は中央執行委員会より選出するものとす。

第八節 總大會は中央執行委員会より選出するものとす。中央執行委員会は中央執行委員会より選出するものとす。

第九節 總大會は中央執行委員会より選出するものとす。中央執行委員会は中央執行委員会より選出するものとす。

第十節 總大會は中央執行委員会より選出するものとす。中央執行委員会は中央執行委員会より選出するものとす。

第十一節 總大會は中央執行委員会より選出するものとす。中央執行委員会は中央執行委員会より選出するものとす。

第十二節 總大會は中央執行委員会より選出するものとす。中央執行委員会は中央執行委員会より選出するものとす。

#### 第二章 中央委員会

第一節 中央委員会は、大會に次ぐ最高大権機關にして、大會に責任を負ひるものとす。

第二節 中央委員会は中央執行委員長、副議長、中央委員、書記長を以て構成す。

第三節 中央委員会は、毎二回中央執行委員会より招集す。中央執行委員会は中央執行委員会より選出するものとす。

第四節 中央委員会は中央執行委員会より選出するものとす。若しくは中央執行委員会より選出するものとす。